

労働能力喪失率表

労働能力喪失率表は、労災補償のための通達（労働省労働基準局長通牒〔昭和32年7月2日基発第551号〕）に依るものであるが、交通事故についても広く用いられている。

障害等級	労働能力喪失率	障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100	第8級	45/100
第2級	100/100	第9級	35/100
第3級	100/100	第10級	27/100
第4級	92/100	第11級	20/100
第5級	79/100	第12級	14/100
第6級	67/100	第13級	9/100
第7級	56/100	第14級	5/100